

平成 30 年 9 月 28 日

各 位

A b a l a n c e 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 光 行 康 明
(コード番号：3856 東証マザーズ)
問 合 せ 先： 管 理 部 長 福 島 正 悟
電 話： 03-6864-4001 (代表)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、関東財務局に提出する平成 30 年 6 月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当事業年度末日において、当社グループは、適切な経理・決算業務のために必要かつ十分な専門知識を有した社内における人材が不足しており、財務諸表及び連結財務諸表の作成及び各種根拠書類に基づく決算資料の作成に関して決算スケジュールの適切な進捗を管理する内部統制上の不備により想定以上の時間を要したことであります。

また、債務の滞留などの適切な消込処理の不備、連結財務諸表の作成プロセスの運用不備による会計処理漏れや誤りを内部統制によって予防・発見することができなかったことであります。

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

当社グループは、平成 29 年 9 月 29 日付「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ」にて開示のとおり、子会社の非定型・不規則な取引に関して、稟議規程に一層忠実な業務処理、公認会計士等の資格保持者の採用、当社取締役（公認会計士）の子会社監査役への就任による子会社のモニタリング・管理体制の強化、内部監査室の設置を実施いたしました。

これらの実施にもかかわらず、決算業務を適切に遂行する能力及び経験を有した複数の経理従業員の補充が当事業年度末に間に合わなかったため、子会社である WWB 株式会社及びパローズ株式会社などのグリーンエネルギー事業の全般的な取引量の増加に伴う日常業務及び決算業務に係る会計処理件数の増加や会計監査人からの内部統制に関する指摘事項に対応することができず、その結果、決算業務を適切に遂行する体制を当事業年度末までに是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社グループは、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、当事業年度末日後、新たに2名の経理職員を採用し、さらに、以下の方針に基づく再発防止策を講じ、財務報告に係る内部統制の重要な不備を是正し、適切な内部統制を整備・運用する方針です。

- ① 業務取扱い手続きの見直しと改善
- ② 相互チェック・社内承認体制の適正化を含む決算・財務報告プロセスの見直し
- ③ 社内における財務経理部門員の研修等を通じた教育による専門知識レベルの向上
- ④ 日常業務及び決算作業時における社外の公認会計士・税理士等の専門家による協力体制の構築

以上の改善策によって、上記の財務報告に係る内部統制は今後有効になると考えております。

4. 財務諸表及び連結財務諸表に与える影響

上記に伴う必要な修正事項は、平成30年6月期有価証券報告書に反映しており、当該財務諸表及び連結財務諸表に与える影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上